

令和5年度  
大阪市保育施設等設置・運営事業者  
(入所枠：6人以上)

第4次募集

【募集種別】

補助金交付対象事業

<令和6年4月開設>

- ・小規模保育事業所A・B型（創設）
- ・認可保育所（増築・分園設置）
- ・認定こども園（移行・増築・分園設置）

補助金交付対象外事業

<令和6年4月開設>

- ・小規模保育事業所C型
- ・家庭的保育事業所（入所枠：5人以下）

募 集 要 項

令和5年7月

大阪市こども青少年局  
幼保施策部幼保企画課

# 目 次

1	募集の趣旨	3
2	応募にあたっての注意事項	3
3	募集区（地域）、応募条件、事業類型・定員等	4
	(1) 応募にかかる条件	
	(2) 募集地域	
	(3) 選定における併用選択制	
	(4) 事業類型・定員	
	(5) 既存施設（幼稚園、認定こども園、認可保育所）に付属させる小規模保育事業所等の定員設定	
	(6) 応募の条件	
	(7) 設置・運営予定者の選定	
	(8) 募集優先地域	
	(9) 整備補助金	
4	家庭的保育事業及び事業所内保育事業の実施に係る固定資産税等（家屋・償却資産）課税標準の特例措置	10
5	応募資格	36
	(1) 小規模保育事業所（創設）、家庭的保育事業所整備	
	(2) 認可保育所（保育所型認定こども園含む）・幼保連携型認定こども園の分園設置	
	(3) 認可保育所（保育所型認定こども園含む）・幼保連携型認定こども園の増築	
	(4) 保育所型認定こども園への移行	
	(5) 幼稚園型認定こども園への移行	
	(6) 幼保連携型認定こども園への移行	
6	設置・運営の条件	37
	(1) 小規模保育事業所（創設）、家庭的保育事業所整備	
	(2) 認可保育所の分園設置	
	(3) 認定こども園の移行創設、分園設置	
7	整備等にかかる補助金	42
	(1) 小規模保育事業所 A 型又は B 型の創設	
	(2) 認可保育所（保育所型認定こども園含む）又は幼保連携型認定こども園の増築	
	(3) 認可保育所（保育所型認定こども園含む）又は幼保連携型認定こども園の分園の創設、保育所型認定こども園又は幼保連携型認定こども園への移行創設	
	(4) 認可保育所又は幼保連携型認定こども園の分園を改修	
	(5) 認可外保育施設から小規模保育事業所 A 型又は B 型への移行にかかる補助	
	(6) 保育所分園の賃借料加算補助制度	

8	欠格事項	.....	48
9	失格事項	.....	48
10	応募手続き	.....	49
	(1) 募集要項の配布		
	(2) 応募相談について		
	(3) 応募にかかる事前登録		
	(4) 応募書類の受付期間		
	(5) 応募書類提出にかかる留意事項		
11	設置・運営予定者の選定	.....	52
	(1) 設置・運営予定者の選定について		
	(2) 審査会及び審査方法について		
	(3) 主な審査項目		
12	応募費用について	.....	54
13	設置・運営予定者選定までのスケジュール	.....	54
14	設置・運営予定者の選定結果について	.....	55
15	設置・運営予定者決定後の手続き	.....	55
16	その他	.....	55
	<b>質問票</b> 大阪市保育施設等設置・運営事業者（入所枠6人以上等）募集	.....	56

## 1 募集の趣旨

大阪市では、増加する多様な地域の保育ニーズに対応するため、認可保育所や認定こども園の整備、地域型保育事業の実施などにより入所枠の拡充を図っております。

今回の募集では、補助金による整備事業については、次の(1)～(3)のいずれかにより**募集地域に募集定員分の新たな入所枠を開設**し、運営していただく事業者を募集します。

- (1) 小規模保育事業所A・B型の創設
- (2) 認可保育所の増築・分園設置
- (3) 認定こども園への移行創設及び増築・分園設置

施設整備補助金の交付を受けず、事業者の負担のみで行う施設整備（以下、「自主財源による整備」という。）による応募も可能です。また、自主財源による整備により小規模保育事業所C型及び家庭的保育事業所を設置・運営していただく事業者についても募集します。

## 2 応募にあたっての注意事項

- (1) 状況によって募集の中止や、募集要項の内容が変更となる可能性があります。その他、随時、本要項の内容が変更となる可能性がありますので、ホームページや問合せ等により、状況を常に確認するようにしてください。
- (2) 本要項の定義などは、大阪市の解釈によるものとします。
- (3) 補助金交付対象エリアであっても、自主財源による整備での応募も可能です。  
自主財源による整備については、整備費用に関して、すべての資金をご用意していただく必要があります。ただし、小規模保育事業所A・B型の創設、小規模保育事業所C型及び家庭的保育事業所の創設、認可保育所の増築・分園設置、認定こども園への移行創設及び増築・分園設置として認可・確認を受けた場合、運営開始後には本市より給付費・委託費の給付があります。
- (4) 自主財源による整備においては、各地域における募集数に上限はありません。応募いただきました事業計画について、書類審査及びヒアリングにより適格性審査を行い、決定します。なお、応募にあたっては、増加定員に応じた募集区分にて応募していただく必要があります。
- (5) 認定こども園への移行創設については、施設整備を行う事業計画のみ応募することができます。施設整備を伴わない場合については、別途募集する「大阪市認定こども園設置・運営法人（移行・施設整備対象外）募集」に応募してください（今年度につきましてはすでに終了しています。）。
- (6) 幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行で施設整備を伴う場合や、幼稚園型認定こども園が増築や分園を設置する場合は、自主財源による整備での応募のみ受付します。また、大阪府教育庁私学課への確認や協議が必要になります。
- (7) ご不明な点やご質問がありましたら、巻末にあります「質問票」に記入し、FAXで送信してください。原則として、個別には回答しませんが、同種の質問と合わせて、大阪市ホームページにて回答します。なお、個別案件の内容につきましては、応募相談にてお問い合わせください。  
質問の受付については、令和5年8月18日（金）までとします。

### 3 募集区（地域）、応募条件、事業類型・定員等

#### (1) 応募にかかる条件

令和6年3月末までに施設整備を完了し、大阪市の認可及び確認を受けて、令和6年4月1日までに運営を開始してください。

※ 整備状況に応じ、大阪市との協議により早期開設が可能です。

#### (2) 募集地域

大阪市内全域を対象に募集を行います。補助金整備の対象となる地域、対象とならない地域（自主財源）については、本募集要項 12～35 ページまでの募集地域をご確認ください。

なお、開設にあたっては、保育ニーズや保育提供終了後の連携先等も含めて事業計画を策定したうえで応募するようにしてください。

	募集 番号	補助対象整備箇所数	詳細掲載 資料ページ
北区	1	—	12ページ
都島区	2	—	13ページ
福島区	3	—	14 ページ
此花区	4	—	15 ページ
中央区	5	—	16 ページ
西区	6	—	17ページ
港区	7	2か所	18ページ
大正区	8	—	19ページ
天王寺区	9	—	20ページ
浪速区	10	—	21ページ
西淀川区	11	—	22ページ
淀川区	12	—	23ページ
東淀川区	13	—	24ページ
東成区	14	—	25ページ
生野区	15	—	26ページ
旭区	16	1か所	27ページ
城東区	17	1か所	28ページ
鶴見区	18	—	29ページ
阿倍野区	19	—	30ページ
住之江区	20	—	31ページ
住吉区	21	—	32ページ
東住吉区	22	—	33ページ
平野区	23	—	34ページ
西成区	24	—	35ページ
合計		4か所	

※ 網掛けをした区は、補助金による整備がない区です。

※ 補助金交付対象の募集については、それぞれの募集番号の整備か所数に応じた件数を募集します（整備箇所を超える応募がある場合は、選定結果の上位の提案から優先して採用します。）。

(3) 選定における併用選択制

補助金整備の募集において、適格性はあるが、事業者の競合により選定されなかった場合に、補助金の交付を受けず、自主財源による整備での開設を認めます（以下「併用選択制」といいます。）。

その場合、補助金の交付を受ける場合と、自主財源による施設整備を行う場合、両方の資金計画の提出が必要ですが、資金計画以外の計画内容を変えることはできません。

また、上記を除き、同一物件において、異なる計画での応募を行うことはできません。

(4) 事業類型・定員

本募集要項の対象は、北区・中央区において 29 人以下の定員を整備するものと、北区・中央区以外の区において 49 人以下の定員を整備するものです（下図の募集③）。

これ以上の定員を整備する場合は、他の募集区分になります。

北区・中央区		北区・中央区以外	
増加定員	事業類型	増加定員	事業類型
30 人以上	<b>募集①</b> 【補助対象】 ・認可保育所（創設・増築・分園設置） ・認定こども園（移行・増築・分園設置） 【自主整備】 ・認可保育所（創設・増築・分園設置） ・認定こども園（増築・分園設置）	50 人以上	<b>募集②</b> 対象施設は募集①と同じ
	<b>募集③（本募集要項）</b> 【補助対象】 ・小規模保育事業所 A・B 型 19 人以下 ・認可保育所（増築・分園設置） ・認定こども園（移行・増築・分園設置） 【自主整備（補助金なし）】 ・小規模保育事業所 C 型 10 人以下 ・家庭的保育事業所 5 人以下		<b>募集③（本募集要項）</b> 対象施設は左と同じ
29 人以下		49 人以下	
6 人以上 5 人以下		6 人以上 5 人以下	

事業類型ごとの定員については、次のとおりです。

【補助金による整備事業】

種別	定員の要件
小規模保育事業所A型 又はB型の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 0～2歳児定員 6人～19人</li> <li>• 0歳児 1人以上</li> <li>• 年齢構成 0歳児≤1歳児≤2歳児</li> </ul>
認可保育所の増築 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 0～2歳児定員増 6人以上(分園定員29人以下)</li> <li>• 0歳児 原則1人以上増(注4)</li> <li>• 年齢構成 増築または分園設置後、認定こども園移行後の2・3号の定員(現定員+定員増)が 0歳児≤1歳児≤2歳児&lt;3歳児≤4歳児≤5歳児 (分園設置の場合は、本園と分園の合計)</li> </ul>
認可保育所の分園設置 (注1)	
幼保連携型認定こども園の移行創設 (注1)(注2)(注3)	
保育所型・幼保連携型認定こども園の増築 (注1)(注2)	
保育所型・幼保連携型認定こども園の分園設置 (注1)(注2)	
保育所型認定こども園の移行創設 (注1)	
	上記要件に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1号認定 1名以上</li> </ul>

注1 2号認定こどもの定員設定については、任意とします。

ただし、定員の要件は満たす必要があります。

注2 保育所型認定こども園の増築・分園設置、幼保連携型認定こども園移行創設・増築・分園設置について、1号認定こどもの定員設定は任意とします。

注3 学校法人の運営する幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際に、1号認定こどもの定員を減少させる場合は、事前に大阪府との協議が必要です。

注4 原則0～2歳児全ての年齢の定員増が必要ですが、増築前、分園設置前の既存施設に0歳児の定員設定がされている場合、応募地域の保育ニーズの状況により1～2歳児の定員増のみでも応募可能とします。なお、応募地域の保育ニーズの状況については、各区役所の保育担当に確認が必要です。

※「募集定員」は、全て新規の入所枠として確保することとし、創設や増築に伴い、別に運営する市内の既存保育施設等を廃止する計画がある場合は、創設や増築による増員分に、廃止する当該保育施設等の入所枠分を加えた定員計画で応募すること。



【自主財源による整備事業】

種別	定員の要件
小規模保育事業所A型 小規模保育事業所B型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0～2歳児 6～19人</li> <li>・ 0歳児 1人以上</li> <li>・ 年齢構成 0歳児 ≤ 1歳児 ≤ 2歳児</li> </ul>
小規模保育事業所C型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0～2歳児 6～10人</li> <li>・ 0歳児 1人以上</li> <li>・ 年齢構成 0歳児 ≤ 1歳児 ≤ 2歳児</li> </ul>
家庭的保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0～2歳児 5人以下</li> <li>・ 年齢構成 0歳児 ≤ 1歳児 ≤ 2歳児</li> </ul>
幼保連携型・幼稚園型・ 保育所型認定こども園へ の移行創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢構成 2・3号の定員が 0歳児 ≤ 1歳児 ≤ 2歳児 &lt; 3歳児 ≤ 4歳児 ≤ 5歳児</li> <li>・ 幼保連携型は2号定員設定必須</li> <li>・ 保育所型・幼稚園型は1・2号定員設定必須</li> </ul>
保育所・認定こども園の 増築・分園設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢構成 増築後の2・3号の定員（現定員＋定員増） 合計、又は中心施設と分園の合計が 0歳児 ≤ 1歳児 ≤ 2歳児 &lt; 3歳児 ≤ 4歳児 ≤ 5歳児</li> </ul>

(5) 既存施設（幼稚園、認定こども園、認可保育所）に付属させる小規模保育事業所等の定員設定【自主財源による整備のみ】

大阪市内にある既設の幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、認可保育所、又は保育所型認定こども園（以下「既存施設」という。）の設置法人が、自主財源により小規模保育事業所又は家庭的保育事業所を設置し、当該既存施設（以下「中心施設」という。）に付属させる場合は、次の条件を満たすことを条件に、0歳・1歳児の受入れを必須としないこととします。

- 中心施設が応募にかかる事業所の連携施設となること。
- 応募にかかる事業所の利用児童について、対象年齢終了後、引き続き中心施設にて教育・保育を提供すること。  
そのため、応募にかかる事業所と中心施設の合算定員の年齢構成が次のとおりとなるようにすること。  
★ 年齢構成 1歳 ≤ 2歳 < 3歳 ≤ 4歳 ≤ 5歳児
- 応募にかかる事業所において、中心施設の教育課程・全体的な計画と連続性のある全体的な計画により保育が行われること。
- 応募にかかる事業所と中心施設との距離は、通常の交通手段により30分以内の距離を目安とする。

※ 認定こども園又は認可保育所と同一の敷地内に小規模保育事業所又は家庭的保育事業所を設置することはできません。

※ 幼稚園の園舎の一部又は敷地内に小規模保育事業所等を設置する場合は、幼稚園と小規模保育事業所等を区分する必要があります。

また、幼稚園の園舎及び敷地を小規模保育事業所等に使用することの可否について、認可庁である大阪府と協議してください。

(6) 応募の条件

補助金による整備事業の場合、同一事業者が複数の募集番号に同時に応募することは可能ですが、1つの募集番号に対しては1件のみ応募が可能です。

ただし、1つの募集番号で2か所募集している地域については、1つの募集番号で2か所の応募が可能です。なお、同一事業者による同一物件での重複応募はできません。

自主財源による整備事業について応募数に上限はありません。

なお、応募案件が選定された場合は、すべて事業化してください。

(7) 設置・運営予定者の選定

応募書類を提出いただきましたら、外部有識者で構成された審査会で、応募書類及びヒアリングにより審査を行います。

詳細につきましては、52～54 ページを参照してください。

(8) 募集優先地域

優先度により、審査時に加点します。詳細は53 ページを参照してください。

A地域

利用保留児童が多く発生している、又は、保育所への利用希望者が増加見込みであるなど、緊急に保育所整備を必要と考えられる地域

B地域

利用保留児童が発生しているものの、A地域と比較すると少ないため、緊急度はA地域より低いと考える地域、又は、A地域の周辺にあり、A地域にお住まいの方が通園可能な範囲にあると考えられる地域

C地域

利用保留児童が発生しているものの、A,B地域と比較すると緊急度が低いと考えられる地域

補助金交付対象外地域

A、B、C地域以外の地域

(9) 整備補助金

保育所等の設置にあたり、整備に必要な経費の一部に対して補助金を交付しています。整備手法等の条件により補助金の内容が異なります。詳しくは、42～48 ページを参照してください。

なお、認定こども園への移行に係る補助対象について、幼保連携型認定こども園から幼稚園又は幼稚園型認定こども園に移行した施設（いわゆる「返上園」）については、施設整備補助を受けることができないため、本募集では応募することができません。

また、国の保育対策総合支援事業費補助金の対象事業については、令和6年4月1日までに開設できなかった場合、補助金が交付されませんので、それを考慮のうえ整備計画を策定し、ご応募ください。

#### 4 家庭的保育事業及び事業所内保育事業の実施に係る固定資産税等（家屋・償却資産）課税標準の特例措置

事業者が所有する建物において、家庭的保育事業又は利用定員が5人以下の事業所内保育事業の認可を受けて事業を実施する場合、地域決定型地方税制特例措置（いわゆるわがまち特例）により、固定資産税等（家屋・償却資産）に係る課税標準の特例措置を受けることができます。

参考ページ：「保育事業にかかる固定資産税等の軽減措置等について」

U R L : <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000421199.html>

※詳しくは、保育事業所所在地を担当する市税事務所（固定資産税（土地・家屋）グループ）へお問い合わせください。

参考ページ：「固定資産税および都市計画税に関するお問い合わせ先（市税事務所）」

U R L : <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000138426.html>

参考：保育利用申込みにかかる利用保留児童数（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

区名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	待機児童数	保育所等在籍児童数
北	25	96	7	12	3	0	143	0	2,762
都島	23	54	8	3	2	0	90	0	2,218
福島	34	59	12	20	2	1	128	0	2,130
此花	8	53	5	9	2	1	78	0	1,391
中央	30	93	18	5	2	0	148	0	1,863
西	12	57	4	3	1	0	77	0	2,437
港	17	41	7	3	2	0	70	1	1,503
大正	7	8	3	1	0	1	20	0	1,256
天王寺	14	80	18	8	1	3	124	0	1,854
浪速	7	10	1	0	0	0	18	0	1,134
西淀川	8	45	10	15	3	4	85	1	1,822
淀川	25	96	17	9	0	0	147	0	3,425
東淀川	30	98	19	4	0	1	152	0	2,877
東成	13	33	4	1	2	0	53	0	1,736
生野	9	42	10	6	1	0	68	0	2,412
旭	10	55	3	11	0	1	80	0	1,723
城東	22	77	17	3	1	0	120	0	4,031
鶴見	21	83	12	0	4	1	121	0	2,910
阿倍野	20	84	18	3	0	1	126	0	2,384
住之江	21	45	17	6	3	2	94	0	2,092
住吉	14	114	19	4	0	0	151	0	2,822
東住吉	23	61	17	11	0	1	113	0	2,855
平野	32	69	7	3	0	0	111	0	4,055
西成	6	14	3	0	1	0	24	2	1,401
合計	431	1,467	256	140	30	17	2,341	4	55,093

※ 「利用保留児童数」＝「利用申込み者数」－「利用決定児童数」

※ 本資料は「大阪市の保育所等利用待機児童数について（令和5年4月1日現在）」より抜粋した保育施設等の利用申込みをしたものの利用できなかった児童数です（転所希望者を除く。）。

※ 区内の待機児童等の詳細は、各区役所保健福祉センター（保育担当）へお問い合わせください。

## 5 応募資格

### (1) 小規模保育事業所（創設）、家庭的保育事業所整備

実施主体は問いませんが、以下をご確認ください（本募集において新たに社会福祉法人を設立して応募することはできません。）。

#### ア 社会福祉法人及び学校法人

設置・運営法人としての要件はありません。

#### イ 社会福祉法人及び学校法人以外の事業者

次の（ア）～（ク）のすべての条件を満たす必要があります。

（ア）直近の会計年度において、応募者が事業を行っている場合は、応募者の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

（イ）本事業を運営するために必要な経済的基礎があること。

（令和5年7月1日時点において、本事業の年間事業費の概ね6分の1以上に相当する資金を普通預金等により有していること。）

（ウ）応募者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号に該当しないこと。

（エ）応募者（応募者が法人にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者とする。）が、社会的信望を有するものであること。

（オ）次のA及びBのいずれにも該当するか、又はCに該当すること。

A 施設長等の実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

B 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（事業の運営に関し、事業所の設置者の相談に応じ、又は、意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

C 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

（カ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。

（キ）本事業を実施するにあたり、安全・安心の確保に疑義が生じていないこと。

（ク）法人で応募する場合は、令和5年7月1日時点において法人が設立されていること。

### (2) 認可保育所（保育所型認定こども園含む）・幼保連携型認定こども園の分園設置

実施主体は、大阪市内に本体となる認可保育所（保育所型認定こども園含む）・幼保連携型認定こども園（以下「中心施設」という。）を設置運営する法人とします。

なお、認可保育所の創設と同時に分園を設置することはできません。

### (3) 認可保育所（保育所型認定こども園含む）・幼保連携型認定こども園の増築

実施主体は、大阪市内に中心施設を設置運営する法人とします。

### (4) 保育所型認定こども園への移行

実施主体は、大阪市内において現在、認可保育所を設置運営しており、当該園を今後も継続して運営する法人とします。

(5) 幼稚園型認定こども園への移行

実施主体は、大阪市内において現在、幼稚園を設置運営しており、当該園を今後も継続して運営する法人とします。

(6) 幼保連携型認定こども園への移行

実施主体は、大阪市内において現在、認可保育所、幼稚園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園を設置運営しており、当該園を今後も継続して運営する学校法人又は社会福祉法人とします。

## 6 設置・運営の条件

(1) 小規模保育事業所（創設）、家庭的保育事業所整備

※詳細は「[地域型保育事業所 開設・運営の手引き](#)」を必ず参照してください。

ア 設置にかかる条件

(ア) 「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 101 号）」、「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 99 号）」及びその他の関係法令に適合した事業所であること。

(イ) 現在認可を受けていない施設・事業所から給食搬入を受ける事業計画で応募することはできません。ただし、企業主導型保育事業所（子ども・子育て支援法第 7 条第 10 項第 4 号ハに規定するものをいう。）からの給食搬入については、応募可能な場合があります。詳細については、あらかじめご相談ください。

(ウ) 設置する事業所については、次の A～C の要件をすべて満たしていること。

A 原則として土地・建物の登記等が適切に行われているとともに、安定的な運営が可能であること。

B 建築基準法による確認済証及び検査済証の交付を受けており、建築基準法及び関係法令・通知などに則った手続き（用途変更等）を行うことができること。

C [現行法上の耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと](#)。

(エ) 建物の要件

建築基準法による建築確認通知日が昭和 56 年 6 月 1 日以降で同法による検査済証のある建物が基本要件になりますが、この要件を満たさない場合は以下の要件及び次ページの表を参考にしてください。

検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、現行の耐震基準を満たしている旨の報告書等が必要になるとともに、次の A～C のいずれかを提出する必要があります。ただし、こども青少年局より特定行政庁等に問い合わせをし、不適格の場合は事業者選定の対象から除外となることがあります。

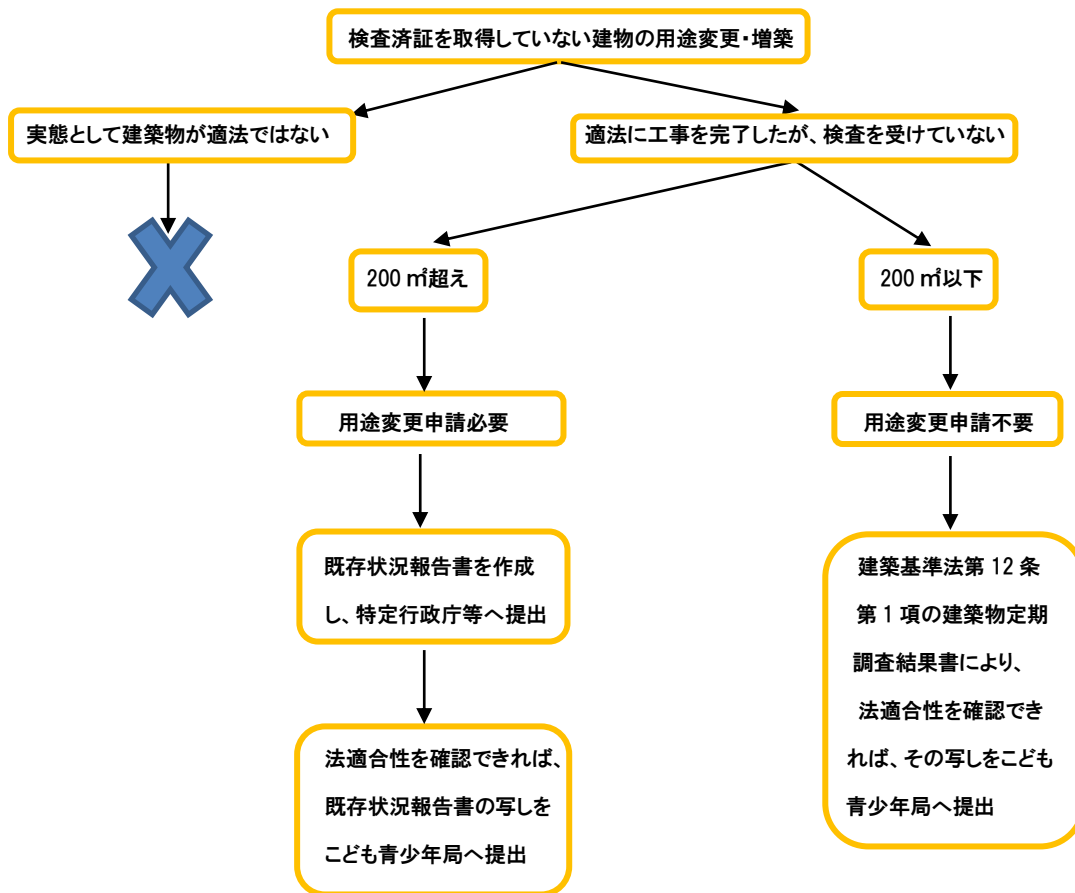
A 国土交通省の示す「[検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン](#)」に基づき、指定検査機関等にて法適合状況調査を行い、その状況を示す書類を提出すること。

B 用途変更申請が必要な場合は、特定行政庁等と協議を済ませた既存状況報告等の写しを提出すること。

C 用途変更申請が不要な場合は、建築基準法第 12 条第 1 項に基づく建築物定期調査結果書の写しを提出すること。

※ 用途変更について

建築基準法第6条第1項第1号建築物の面積要件が100㎡超から200㎡超に変わっております（令和元年6月25日付け施行）。



【参考：「6(1)ア(工) 建物の要件」】

検査済証の有無	建築確認通知日	必要提出書類	備考
有 (紛失した場合を含む)	昭和56年6月1日以降	検査済証の写し	★建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証 ★検査済証を紛失した場合は <a href="#">台帳記載事項証明</a> が必要
	昭和56年5月31日以前	検査済証の写し及び耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの	
無 (完了検査を受けていない)	★通知日は問わない	① (工)A：建築基準法適合状況調査による調査書	★耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの及び①～③のいずれかが必要。 ★特定行政庁へ照会し、場合によっては不適格になることがあります。
		② (工)B：200㎡超の用途変更は既存状況報告書(写)	
		③ (工)C：建築基準法第12条第1項に基づく建築物定期調査結果書	

※ 応募する物件について、関係法令・通知などを遵守できることを予め確認する必要があります。

イ 開所日

日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く毎日

ウ 開所時間

乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を踏まえ、1 日 11 時間以上とし、8:30~16:30 を含むこと。

エ 受入対象

保育認定を受けた乳幼児のうち、生後 6 か月以上満 3 歳となる年度の末日までの子ども

オ 保育内容

入所児童の健全な育成に最適な保育環境を確保するとともに、国が定める「保育所保育指針」に準じ、その他関係法令に基づいて保育を実施すること。

カ 連携施設との連携について

事業者は、次の(ア)~(ウ)に該当する連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保する必要があります。

(ア) 利用乳幼児に対する集団保育体験の機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対する相談、助言その他の保育内容に関する支援を行うこと。

(イ) 必要に応じて代替保育を提供すること。

(ウ) 小規模保育事業所を利用する乳幼児が 3 歳に達した後、引き続き保育の提供を行うこと。

※「**家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令**」（平成 31 年厚生労働省令第 49 号）が平成 31 年 4 月 1 日付けで施行されたことを受け、**連携施設の確保の猶予を令和 7 年 3 月 31 日まで受けることができます。**

(2) 認可保育所の分園設置

※ 詳細は「[認可保育所の開設・運営について](#)」を必ず参照してください。

ア 設置場所・中心施設との関係

(ア) 原則として中心施設と同一区内において、募集地域内に設置すること。

(イ) 中心施設の施設長のもとに、中心施設と一体的に施設運営が行われること。

(ウ) 中心施設との距離は、通常の交通手段により 30 分以内の距離を目安とする。

ただし、中心施設と同一の敷地内に分園を設置することはできない。

(エ) 分園に調理室を設置せずに中心施設で調理した給食を提供する場合、分園の設置場所は、中心施設での調理後、分園入所児童に提供するまでの時間を 30 分以内とすることができる範囲内とすること。

(オ) 分園の入所児童が、対象年齢終了後、引き続き中心施設において保育を受けることができるようにすること。

イ その他設置にかかる条件

(ア) 「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪市条例第 49 号）」、「保育所分園の設置運営について（平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号）」、「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 99 号）」及びその他の関係法令に適合した施設であること。



(イ) 分園の土地及び建物については、原則として設置主体の自己所有であること。

ただし、次の条件を満たす場合は、賃貸物件でも設置することができます。

A 継続的かつ安定的に事業が実施できる程度の期間（10年以上を目安とする。）

について、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

ただし、事業実施に合わせ、登記を行うことができない特別の事情がある場合において、分園における事業運営が困難となった場合に中心保育所において保育を行うことができるなど適切な対応が取られている場合はこの限りではない。

B 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、収支予算書に適正に計上されていること。

(ウ) 建物については、(イ)のほか次の要件（37～38 ページ【参考：「6(1)ア(エ)建物の要件」】）を満たすこと。

ウ 開所日

日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く毎日

エ 開所時間

保育標準時間の認定を受けた児童が入所できるように1日11時間以上とし、8:30～16:30を含むこと。

ただし、児童の処遇や保護者との連絡体制等を十分確保したうえで、分園の入所児童が対象年齢終了後に引き続き中心施設において保育を受けることに支障がない限り、中心施設と分園の開所時間に差を設けることは可能である。

オ 受入年齢

原則、生後6か月から小学校就学前まで。

カ 保育内容

(ア) 入所児童の健全な育成に最適な保育環境を確保するとともに、厚生労働大臣が定める「保育所保育指針」に従い、その他の関係法令に基づいて保育を実施すること。

(イ) 区保健福祉センターの要請に応じて、障がい児保育事業を実施すること。

キ 研修の実施

(ア) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。

(イ) 本市が実施する民間保育所職員を対象とする研修に参加すること。

ク 給食

(ア) 主食、副食ともに提供すること（完全給食）。また、自園調理し提供すること。

(イ) 離乳食やアレルギー食等、配慮を要する児童の対応食など、個々に配慮した「食」の提供を行うこと。

ケ 保護者費用徴収

(ア) 通常、保育に必要となる諸経費については、委託費によって賄われるので、特別保育（延長保育・一時保育・休日保育等）にかかる利用料、委託費に含まれない必要経費を除き、保護者から費用を徴収することはできません。

※ 委託費に含まれない必要経費とは、3歳以上児の給食代、児童に帰属するもの

(制服・個人で使用する保育用品)等であり、徴収する際には、重要事項説明書により保護者に対し用途を明確に示し、承諾を得る必要があります。

(イ) 入所(予定)児童の保護者に対して、協力金等の名目による金品の徴収、寄付金の強要等はしないこと。

### (3) 認定こども園の移行創設、分園設置

※詳細は「[認定こども園の開設・運営について](#)」を必ず参照してください。

#### ア 設置場所・中心施設との関係(分園設置の場合)

- (ア) 原則として中心施設と同一区内において、募集地域内に設置すること。
- (イ) 中心施設の施設長のもとに、中心施設と一体的に施設運営が行われること。
- (ウ) 中心施設との距離は、通常の交通手段により30分以内の距離を目安とする。ただし、中心施設と同一の敷地内に分園を設置することはできない。
- (エ) 分園に調理室を設置せずに中心施設で調理した給食を提供する場合、分園の設置場所は、中心施設での調理後、分園の児童に提供するまでの時間を30分以内とすることができる範囲内とすること。
- (オ) 分園の児童が、対象年齢終了後、引き続き中心施設において保育を受けることができるようにすること。

#### イ その他設置にかかる条件

- (ア) 「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大阪市条例第100号)」、「大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成28年大阪市条例第86号)」、「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて(平成28年8月8日雇児発第0808第1号)」、「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大阪市条例第99号)」及びその他の関係法令に適合した施設であること。
- (イ) 分園の土地及び建物については、原則として設置主体の自己所有であること。  
ただし、次の条件を満たす場合は、賃貸物件でも設置することができます。
  - A 継続的かつ安定的に事業が実施できる程度の期間(10年以上を目安とする。)について、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。  
ただし、事業実施に合わせ、登記を行うことができない特別の事情があり、分園における事業運営が困難となった場合に中心保育所において保育を行うことができるなど適切な対応が採られている場合はこの限りではない。
  - B 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、収支予算書に適正に計上されていること。
- (ウ) 建物については、(イ)のほか次の要件(37~38ページ【参考:「6(1)ア(エ)建物の要件」】)を満たすこと。

#### ウ 開園日

日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く毎日

## エ 開園時間

保育標準時間の認定を受けた児童が入園できるように1日11時間以上とし、分園の設置を行う場合については、基本的に中心施設に準じること。

ただし、児童の処遇や保護者との連絡体制等を十分確保したうえで、分園の児童が対象年齢終了後に引き続き中心施設において保育を受けることに支障がない限り、中心施設と分園の開所時間に差を設けることは可能である。

## オ 受入年齢

原則、生後6か月から小学校就学前まで。

## カ 利用料

利用契約は園の運営法人が利用者と直接行い、大阪市の基準に基づく利用者負担額を利用者から直接徴収すること。

## キ 子育て支援事業

地域のニーズに応じて、以下から1つ以上の事業を実施する必要があります。いずれも児童だけでなく、地域の子育て家庭が対象です。ただし、大阪市からの委託及び補助事業については対象外となります。

- (ア) 親子の集いの場の提供等による情報提供・相談支援事業
- (イ) 地域の家庭に対する情報提供・相談支援事業
- (ウ) 一時預かり事業
- (エ) 保護者と地域の子育て支援団体等との連絡・調整事業
- (オ) 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言事業

## 7 整備等にかかる補助金

施設整備に必要な補助金は、応募いただいた案件が国の保育所等整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金のうち、いずれかの対象事業となった際に本市負担分を加算したうえで本市から事業者へ交付します。なお、上記制度の一部については現時点で案であり変更される可能性があるため、以下にお示しする補助金額は保障されたものではありません。

事業類型		補助金の種類	
小規模保育事業所 A 型又は B 型		(1) 小規模保育事業所整備にかかる補助 【+(5) 認可外施設からの移行にかかる補助金】	
認可保育所	増築	(2) 増築にかかる補助	
	分園 設置	建設整備	(3) 建設整備にかかる補助
		賃貸改修	(4) 分園賃貸改修にかかる補助金 【+(6) 保育所分園の賃借料加算補助】
認定こども園 ※	移行	(3) 建設整備にかかる補助	
	増築	(2) 増築にかかる補助	
	分園 設置	建設整備	(3) 建設整備にかかる補助 (4) 分園賃貸改修にかかる補助

※ 認定こども園については、保育部分のみを新たに整備する場合を以下に記載しており、既存施設の改修や教育部分を合わせて整備する場合は金額が異なることがあります。

(1) 小規模保育事業所A型又はB型の創設（保育対策総合支援事業費補助金の例）

既存物件を改修して、小規模保育事業所を設置するにあたり要する費用の一部を補助します。

ア 補助対象者

既存建物を改修して小規模保育事業所を設置する場合に資金を必要とする事業者

イ 補助対象経費

小規模保育事業の整備に必要な工事請負費、工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。）及び実施設計費。なお、現存し、かつ、基準を満たしている設備の交換、機能向上及び美装化等については補助対象外とします。

ウ 補助基準額

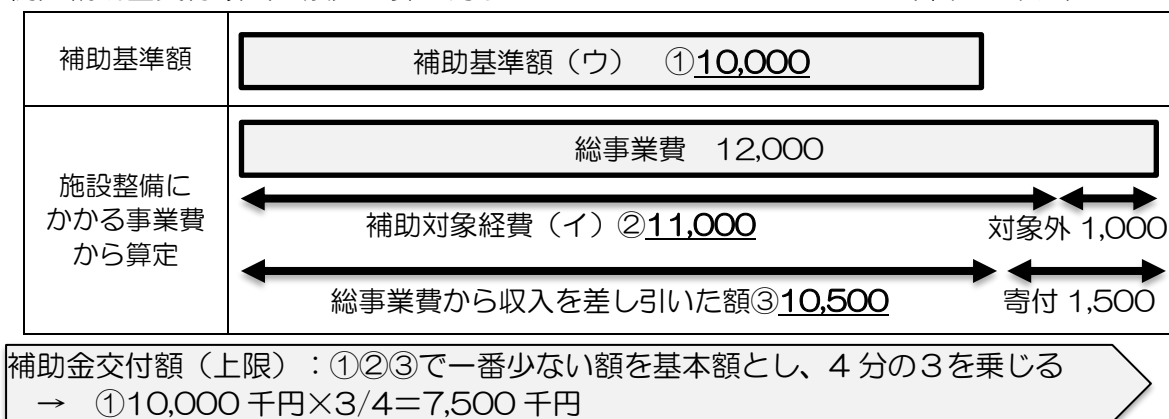
10,000 千円（上限）

エ 補助金交付額

「ウの補助基準額」と「イの補助対象経費」と「総事業費から収入を差し引いた額」を比較して少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を補助金交付額（上限）とします。

例) 補助金交付額（上限）の算出方法

（単位：千円）



(2) 認可保育所（保育所型認定こども園含む）又は幼保連携型認定こども園の増築（保育所等整備交付金の例）

認可保育所（保育所型認定こども園については保育を実施する部分に限る。）又は幼保連携型認定こども園の保育を実施する部分を増築する場合に要する費用の一部を補助します。

ア 補助対象者

認可保育所（保育所型認定こども園については保育を実施する部分に限る。）又は幼保連携型認定こども園の保育を実施する部分を増築するにあたり資金を必要とする法人

イ 補助対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額としま

す。)及び実施設計費。

なお、次に掲げる費用については対象外とします。

- 土地の買収又は整地に関する費用
- 職員の宿舍に要する費用
- その他施設整備費として適当と認められない費用

※ 認可保育所等以外の目的で使用する場所と併せて整備する場合は、面積等により按分します。

ウ 補助基準額

認可保育所の増築

整備定員	本体工事費 (1施設当たり)	設計料加算 (1施設当たり)	開設準備加算 (整備定員1人当たり)
71~100人	146,400千円	7,320千円	16千円

(試算例) 80人定員→99人定員(+19人定員増)における補助金額

$$\begin{aligned} \text{補助基準額} &= \{146,400\text{千円} + 7,320\text{千円} + (16\text{千円} \times 99\text{人})\} \times 19\text{人} / 99\text{人} \\ &= 29,805\text{千円} \end{aligned}$$

エ 補助金交付額

「ウの補助基準額」と「イの補助対象経費の3分の2」と「総事業費から収入を差し引いた額の3分の2」とを比較していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に8分の1を乗じた額を市負担額として加えた額を補助金交付額(上限)とします。

例) 補助金交付額(上限)の算出方法

(単位:千円)



(3) 認可保育所(保育所型認定こども園含む)又は幼保連携型認定こども園の分園の創設、保育所型認定こども園又は幼保連携型認定こども園への移行創設(保育所等整備交付金の例)

認可保育所又は幼保連携型認定こども園の分園の創設、保育所型認定こども園又は幼保連携型認定こども園に移行創設する場合に要する費用の一部を補助します(ただし、保育を実施する部分にかかる費用)。

ア 補助対象者

認可保育所又は幼保連携型認定こども園の分園の創設、保育所型認定こども園又は幼保連携型認定こども園に移行創設するにあたり資金を必要とする法人

#### イ 補助対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等を行い、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。）及び実施設計費。なお、次に掲げる費用については対象外とします。

- 土地の買収又は整地に関する費用
- 職員の宿舎に要する費用
- その他施設整備費として適当と認められない費用

#### ウ 補助基準額

認可保育所の分園（創設）

整備定員	本体工事費 (1施設当たり)	設計料加算 (1施設当たり)	開設準備加算 (整備定員1人当たり)
20人以下	81,100千円	4,055千円	38千円

（試算例）19人定員の分園創設（建設整備、土地借料加算除く）

補助基準額＝81,100千円＋4,055千円＋（38千円×19人）＝85,877千円

#### エ 補助金交付額

「ウの補助基準額」と「イの補助対象経費の3分の2」と「総事業費から収入を差し引いた額の3分の2」とを比較（※）していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に8分の1を乗じた額を市負担額として加えた額を補助金交付額（上限）とします。

※ 比較の考え方は44ページ「エ 補助金交付額」の記載例参照

#### (4) 認可保育所又は幼保連携型認定こども園の分園を改修（保育対策総合支援事業費補助金の例）

既存物件を改修して、認可保育所又は幼保連携型認定こども園の分園を改修するにあたり要する費用の一部を補助します。

#### ア 補助対象者

既存建物を改修して認可保育所または幼保連携型認定こども園の分園設置をする場合に資金を必要とする事業者

#### イ 補助対象経費

認可保育所又は幼保連携型認定こども園の整備に必要な工事請負費、実施設計費及び設計監理料等（工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。）

なお、現存し、かつ、基準を満たしている設備の交換、機能向上及び美装化等については補助対象外とします。

#### ウ 補助基準額

24,000千円（上限）

#### エ 補助金交付額

「ウの補助基準額」と「イの補助対象経費」と「総事業費から収入を差し引いた額」を比較して少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を補助金交付額（上限）とします。

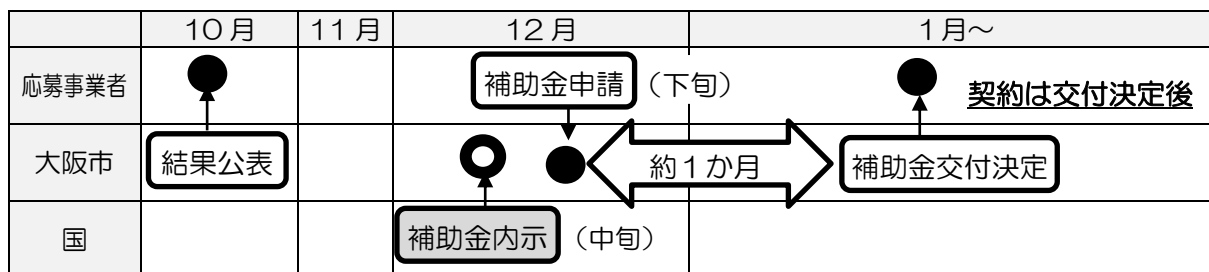
※ 比較の考え方は44ページ「工 補助金交付額」の記載例参照

例：補助基準額24,000千円×3/4＝18,000千円（補助金交付額上限）

※ 42～46ページ「(1)～(4)の各補助金を使って工事の施工を行う業者の決定について」は、下記の内容により行っていただきます。

- 工事業者は、本市の入札方法に準じて、大阪市入札参加資格業者より入札で決定する必要があります。なお、公告等も含め、入札の執行については、事業者自身で行っていただく必要があります。
- 入札等において不正等が発覚した場合は、補助金の返還や事業実施者としての選定を取り消すこともあります。
- 実施設計（※2）及び工事請負契約については、補助金交付決定後の締結となりますので、整備計画については、それを考慮のうえ策定してください。

例) 10月に結果公表した場合の工事契約までの流れ（保育所等整備交付金）



※1 保育対策総合支援費補助金を活用した場合（(1)小規模保育事業所 (4)分園の改修整備）については、国の補助金内示はありませんので、結果公表後すぐに補助金申請が可能です。

※2 実施設計については、やむを得ない場合、補助金内示後（保育対策総合支援費補助金の場合は結果公表後）に契約締結が可能です。詳細等はあらかじめお問い合わせください。

※3 補助金を活用して整備した保育施設等や取得した備品等を廃止や処分等する場合、運営期間に応じて補助金の返還が生じることがあります。

(5) 認可外保育施設から小規模保育事業所A型又はB型への移行にかかる補助

新しく小規模保育事業所A型又はB型を整備する場合の補助金については、43ページ「(1) 小規模保育事業所A型又はB型の創設（保育対策総合支援事業費補助金の例）」のとおりですが、現行の施設を改修する場合の補助や、移転にかかる補助、認可施設に移行するまでの間の運営費補助については以下に記載するとおりとなります。

	整備補助金	移転費補助金	運営費補助金
現行の施設を改修し、施設整備	イ(ア)認可化移行 改修費支援	—	イ(ウ)認可化移行 運営費支援
施設を移転し、新施設を整備	上述した (1)の補助	イ(イ)認可化移行 移転費支援	

ア 補助対象となる認可外保育施設

(ア) 小規模保育事業所（A・B型）に移行する予定の認可外保育施設（企業主導型保育事業及び居宅訪問型保育事業を目的とする事業者は除く。以下、「当該施設」という。）を大阪市内に設置し、当該施設について、令和4年4月1日以前に開

設し、児童福祉法第 59 条の2に基づく認可外保育施設設置届を提出していること。

なお、令和4年4月1日以前から開設しているものの、令和4年4月1日以降に施設の設置場所を移転していた場合（大阪市内での移動に限る。）も対象とします。

- (イ) 当該施設において、1日4時間以上かつ週5日以上教育・保育の実施を内容とする利用契約に基づき当該施設を利用している0～2歳児のこどもの数（児童数）が、令和4年4月から令和4年12月（長期休暇で月に1日も教育・保育の提供を設定していない月がある場合はその月を除く。）までの各月1日時点（令和4年4月については利用開始日時点）すべてにおいて1人以上いること。
- (ウ) 令和6年4月1日に小規模保育事業所（A・B型）に移行する認可化移行計画を策定すること。認可化移行計画については、施設設備面での課題解決や保育人材確保等を踏まえて策定すること。

#### イ 補助内容

##### (ア) 認可化移行改修費支援補助

###### 【補助対象経費】

認可保育所または小規模保育事業所（A型・B型）の認可基準を満たすための改修等整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等を行い、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とします。）及び実施設計費等

なお、現存し、かつ、基準を満たしている設備の交換、機能向上及び美装化等については補助対象外とします。

###### 【補助基準額】

移行先施設	補助基準額（補助金交付額上限）
小規模保育事業所（A型・B型）	10,000千円（7,500千円）

###### 【補助金交付額】

補助金の額は、上記の「補助基準額」と「補助対象経費」と「総事業費から収入を差し引いた額」とを比較していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）

（試算例）調理室やトイレの設備を改修し、認可保育所に移行する場合  
補助基準額10,000千円×3/4＝補助金交付額7,500千円（補助上限）

##### (イ) 認可化移行移転費支援補助

###### 【補助対象経費】

現行の施設では、立地場所・建物の構造や敷地面積等の制約上、「児童福祉施設設備運営基準」または「家庭的保育事業等設備運営基準」を満たすことができない場合の移転等に必要となる費用

###### 【補助基準額】

1,200千円



### 【補助金交付額】

補助金の額は、上記の「補助基準額」と「補助対象経費」を比較していずれか少ない方の額とします。

#### (ウ) 認可化移行運営費支援補助

認可施設への移行計画を策定した認可外保育施設に対し、認可施設への移行までの間の運営費を補助します。

職員配置について、認可基準において必要とされる有資格者の比率が6割以上である場合に補助

(詳細は個別相談等で担当者にご確認ください。)

#### ウ その他

上記(ア)～(ウ)の補助金について、認可化移行計画の期間内に認可施設に移行出来なかった場合に補助金の返還が必要になります。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではありません。

#### (6) 保育所分園の賃借料加算補助制度

待機児童・利用保留児童の多い0～2歳児の入所枠について、特に需要の高い都心部での効果的な整備を進めるため、既存保育所が新たに分園を開設後、当該分園に対し公定価格の建物賃借料加算相当（または差額分）を10年程度助成します。

なお、対象地域は、地価の高い7区（北区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区、阿倍野区）の施設整備補助金の対象となっている区の整備補助対象地域（募集地域A・B・C）とします。

## 8 欠格事項

大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる次のいずれかに該当する事業者は、選定を受けることができません。

- (1) 応募者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき
- (2) 応募者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
- (3) 応募者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき
- (4) 応募者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (5) 応募者又はその役員等が、下請契約、資材、原材料の購入契約又はそのほかの契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、上記(1)～(4)に該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき

## 9 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者選定の対象から除外します。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- (4) この要項に違反又は著しく逸脱した場合

(5) その他不正行為があった場合

## 10 応募手続き

### (1) 募集要項の配布

#### ア 配布期間

令和5年7月7日（金）から令和5年8月18日（金）まで

午前9時から午後5時30分まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く）

#### イ 配布場所

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課（環境整備グループ）

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

※募集要項及び様式は大阪市こども青少年局ホームページよりダウンロードできます。

○募集要項 [（https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000603287.html）](https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000603287.html)

○様式 [（https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000455277.html）](https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000455277.html)

### (2) 応募相談について

次の期間中、募集に関する応募相談を受け付けます。

【応募相談の申込みについて（予約制）】

応募相談につきましては、前日までに必ず電話にて予約を行い、ご相談内容、人数、日時などをお伝えください。なお、応募予定事業者の担当者はこちらからお伺いすることもありますので、コンサルタントの方のみでの来庁はご遠慮ください。

申込みの状況により、希望の日時に対応ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【応募相談期間】

令和5年7月7日（金）から令和5年8月25日（金）まで

①10時 ②11時 ③14時 ④15時 ⑤16時 の5区分で各1時間程度

（ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く）

【相談できる内容】

- 事業所開設予定地の場所の確認
- 条例等の基準を満たす施設であるか否かの確認
- 保育制度の内容説明
- 応募可能な事業者であるか否かの確認
- 提出書類に関すること

【ご相談お問合せ先・応募相談場所】

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

大阪市役所 こども青少年局幼保施策部幼保企画課（環境整備グループ）

電話 06-6208-8041・8109

### (3) 応募にかかる事前登録

#### ア 事前登録

応募する場合は所定の用紙（申込用紙）に必要事項を記載し、添付書類を添えて事前登録を行ってください。なお、事前登録とあわせて応募書類をご提出いただけます。

イ 事前登録受付期間

**令和5年7月7日（金）から令和5年8月18日（金）まで**

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く）

事前登録の書類は原則持参としますが、送付による場合は書留に限ることとし、事前登録期間最終日午後5時30分までに必着とします。

ウ 受付場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

大阪府役所 こども青少年局幼保施策部幼保企画課（環境整備グループ）

エ 事前登録書類（1部）

※ ★印のあるものは応募書類でコピーの提出が必要になりますので、当該書類の取り置きをお願いします。

(ア) 事前登録申込書 様式第1号

(イ) 応募事業者確認書類（※いずれも原本かつ発行後3か月以内のものが必要）

A 応募事業者が法人の場合

・★法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

・★印鑑登録証明書

B 応募事業者が個人の場合

・★住民票の写し（原本が必要）

・★印鑑登録証明書

(ウ) ★誓約書（様式第2号）

(エ) ★応募物件の登記事項証明書（全部事項証明書）

（土地に建設する場合は土地分及び公図、賃貸物件を改修する場合は建物分が必要）

※いずれも原本かつ発行後3か月以内のものが必要

(オ) ★事前登録チェック表（様式第3号）

※応募する施設種別及び整備方法により、下記A又はBのとおり提出様式が異なりますので、ご注意ください。

A ★認可保育所等、幼保連携型認定こども園（保育所型含む）の増築及び分園設置については、「様式第3号 その2 保育施設等増築・分園設置」を添付してください。

B ★地域型保育事業所（家庭的保育事業を含む）の創設については、「様式第3号 その3 地域型保育事業所創設」を添付してください。

(カ) 整備工事スケジュール表（様式については任意）

工事入札、工事契約、工事着工、事業開始時期等が記載されたもの。

※       線の証明書等は全て原本かつ発行後3か月以内のものを添付してください。

※ 複数申込みの場合、案件ごとに提出が必要ですが、（イ）は共通で可とします。

(キ) 検査済証等

提出に必要な書類は下表（次ページ）をご参照ください。

検査済証の有無	建築確認通知日	必要提出書類	備考
有 (紛失した場合を含む)	昭和 56 年 6月 1 日以降	検査済証の写し	★建築基準法第 7 条第 5 項 又は第 7 条の 2 第 5 項による検査済証 ★検査済証を紛失した場合は <u>台帳記載事項証明</u> が必要
	昭和 56 年 5月 31 日 以前	検査済証の写し及び <u>耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの</u>	
無 (完了検査を受けていない)	★ 通知日は 問わない	① (工)A：建築基準法適合状況 調査による調査書	★ <u>耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの及び①～③のいずれか</u> が必要。 ★特定行政庁へ照会し、場合によっては不適格になることがあります。
		② (工)B：200 m <sup>2</sup> 超の用途変更 又は既存状況報告書 (写)	
		③ (工)C：建築基準法第 12 条 第 1 項に基づく建築物定期調査結果書	

※ 耐震基準を満たしていない場合は、認可を受けるまでに改修し、耐震基準を確保することを条件に応募可とします。その場合は、改修後に耐震診断結果等耐震性が証明できるものの提出が必要となります。

#### (4) 応募書類の受付期間

**令和 5 年 7 月 7 日 (金) から令和 5 年 8 月 25 日 (金) まで**

(ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く)

午前 9 時から正午まで、及び午後 1 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

※ 応募書類の提出は持参のみとし、郵送等による受け付けは行いません。なお、書類の提出時に提出書類が揃っているか確認を行います。確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡をお願いします。また、提出書類に不足等がある場合は、受付できません。

※ 受付期間中の書類差替えは可能としますが、受付期間終了後につきましては、原則、書類差替え等を行えません。

※ 受付期間終了間際の相談及び応募受付は、混雑が予想されますので、あらかじめ時間に余裕をもってお越しください。

#### (5) 応募書類提出にかかる留意事項

- 応募書類は、正本 1 部及び副本 (写し) 6 部の計 7 部とします。
- 提出書類一覧表 (チェック表) 等を参照のうえ、必要書類を提出してください。
- 応募書類については「提出書類一覧表 (チェック表)」の項目番号ごとにインデックスを付け、1 ページから最終ページまでもしくは番号ごとの通し番号でページ番号を付与するなどして、1 部ずつ A4 ファイルに穴をあけて綴じてください。リングファイルやクリヤーブックリフィル (ポケット) 等での提出は不可とします。
- 応募書類の表紙及び背表紙には、正本・副本の表記、事業者名、募集番号、行政区を明記するようにしてください。

- ▶ 応募書類の詳細については、提出書類一覧表（チェック表）にて確認し、提出前にチェックを行ってください。なお、提出書類一覧表（チェック表）は、提出時のチェック作業にも使用しますので、他の書類と併せて提出してください。

- 提出した応募書類の内容変更及び追加書類の提出は、受付期間終了後は認めません。ただし、本市から資料追加要求があった場合はこの限りではありません。
- 応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A4縦型（図面も含めて）、横書きで作成すること。両面印刷での提出も可能です。
- ○ パイプ式ファイル、フラットファイル（背表紙伸縮式含）に綴じて提出してください。  
× クリヤーブック、Z式ファイル、リングファイルは使用しないでください。
- 応募書類は返却しません。
- 応募提案については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公表する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。
- 提出書類の中に、保護者や児童の氏名など応募に直接関係のない個人情報が含まれる場合は、黒塗りするなど個人情報の取り扱いに留意してください。
- ヒアリング時に応募書類の内容に基づいて質問を行う場合がありますので、応募事業者も控えを取り、ヒアリング時に持参するようにしてください。

## 11 設置・運営予定者の選定

### (1) 設置・運営予定者の選定について

- ア 設置・運営予定者の審査は、外部有識者で構成する審査会により行います。
- イ 応募事業者については、応募書類及びヒアリングにより総合的に審査を行います。
- ウ 審査は、審査基準に基づき行います。
- エ 設置・運営予定者は審査会の審査結果を踏まえ、大阪市が決定します。

### (2) 審査会及び審査方法について

#### ア ヒアリングについて

審査会は募集地域ごとに行います。

審査会におけるヒアリングは、応募事業者の代表者（又は、事業責任者）及び事業所の施設長（管理者）予定者の出席が必要となります。なお、ヒアリングには4人まで出席可能です。ただし、出席できるのは、経営者、従業員及び採用予定者に限りません。

#### イ 審査会の日程について

令和5年9月中旬～9月下旬に実施予定です。応募申請後、日程が確定次第、応募事業者の代表者宛てに通知します。なお、ヒアリングに出席できない場合は、審査対象から除外しますので、あらかじめご了承ください。

審査会におけるヒアリング日程につきましては、応募事業者の代表者宛てに郵送にて通知します。

なお、応募書類受付期間終了後1週間を経過しても通知が届かない場合は次のお問

合せ先へお問い合わせください。

【お問合せ先】

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

大阪市役所 こども青少年局幼保施策部幼保企画課（認可給付グループ）

電話 06-6208-8018

ウ 審査の対象について

審査会においては、「事業者の概要」、「事業計画」、「整備計画」について評価を行い、各項目において50%以上を獲得し、かつ、全体で60%以上を獲得した事業者を予定者選考の対象とします。

エ 選定について

- (ア) 補助金による整備事業は、適格性を有し、かつ補助金整備を希望した上位事業者から順に選定します。
- (イ) 自主財源による整備事業は、順位を問わず適格性を有している事業者を選定します。
- (ウ) 併用選択制で応募し、適格性を有すると判断されたが、選定審査において2位以下（1か所募集）や3位以下（2か所募集）の場合には、原則として補助金による整備ではなく自主財源による整備として選定されることとなります。
- (エ) 補助金による整備を行う応募において競合した場合については、各募集地域においてA地域7点、B地域4点の地域加点を設けます。
- (オ) 補助金による整備を行う応募において競合した場合については、待機児童解消に向けより多くの定員での整備を行うため、19名定員を基本とし、応募定員に応じ、次の区分により減点します。

応募定員	19人	18人	17人	16人	15～14人	13～12人	11～6人
減点	—	1点	2点	3点	4点	5点	7点

- (カ) 審査会の結果を受け、順位付けを行い、募集数に応じて上位の事業者から設置・運営予定者として選定します。（エ）、（オ）については同一募集番号における順位付けに反映されることとなります。

(3) 主な審査項目（次ページ表を参照してください。）

	審査内容（概要）	配点
事業者 概要	①運営理念について ②事業者の役員構成又は、法人事業部等の組織体制等について ③代表者・事業責任者について ④良好な運営確保についての方法及び考え方について ⑤財政基盤・財務状況について ⑥規程整備について	3割 程度
事業計画	①施設運営に係る収支予算計画について ②運営方針について ③施設長予定者及びその運用方法について ④職員配置計画について ⑤職員研修・人材育成に関する考えについて ⑥教育・保育に関する全体的な計画等について ⑦給食について ⑧通常時及び災害等非常時の安全管理について ⑨こどもの虐待防止の取組について ⑩苦情処理の取組について	5割 程度
整備計画	①施設整備に係る資金計画について ②認可基準に関わる設備について ③認可基準外の設備等について ④屋外遊戯場について	2割 程度
合計		100 点

※内容は変更する可能性があります。

## 12 応募費用について

応募にかかる一切の費用については、応募事業者の負担とします。

## 13 設置・運営予定者選定までのスケジュール（第4次募集）

内 容	日 程
募集開始	令和5年7月7日（金）
応募相談期間	応募受付期間最終日まで
事前登録受付期間	令和5年7月7日（金） ～ 令和5年8月18日（金）
応募書類受付期間	令和5年7月7日（金） ～ 令和5年8月25日（金）
審査会開催期間	令和5年9月中旬 ～ 9月下旬（予定）
審査結果の公表	令和5年10月中旬（予定）

## 14 設置・運営予定者の選定結果について

選定結果及び委員講評の内容は、応募事業者に通知します。また、選定された事業者の名称、設置予定場所及び委員講評の内容等は、大阪市ホームページ上で公表します。

## 15 設置・運営予定者決定後の手続き

設置・運営予定者は、保育施設等を開設するため、認可・確認を受ける必要があります。

## 16 その他

- (1) 建築基準法等の関係法令、通知などを遵守し、多様化する保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な施設を整備し、大阪市の選定を受けた設置・運営予定者となった事業者自らが運営すること。
- (2) 設置・運営予定者となった者は、事業所の整備にあたり、近隣への日照・騒音等の環境面に配慮するとともに、設置・運営予定者となった事業者自身の責任において誠意をもって対応すること。また、事業所の整備と運営を円滑に行うためには、近隣住民等の理解と協力が不可欠であり、事前に丁寧な説明を行うとともに近隣住民からの要望等については、設置・運営予定者となった事業者の責任において、誠意をもって対応すること。
- (3) 避難確保計画の作成について

近年、全国各地で豪雨災害が多発しており、平成 29 年6月に水防法が改正されました。河川氾濫等の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設【保育所、認定こども園、地域型保育事業所等を含む】では、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務化されています。

※ 避難確保計画の作成提出は開設前に行う必要があります。詳細は大阪市ホームページの以下のページをご参照ください。

参考ページ：

「水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」

URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>



※ 送信先 FAX 06-6202-9050

大阪市こども青少年局 幼保施策部幼保企画課（環境整備グループ） あて

**質問票** 大阪市保育施設等設置・運営事業者（入所枠6人以上等）募集

送 信 年 月 日		令和 年 月 日
事 業 者 名		
担 当 者 名		
連絡先	電話	
	FAX	
質 問 内 容		

★質問にあたっての注意事項

個別案件の内容については別途、応募相談をお申込みください。

質問に対する回答につきまして、原則、個別には行いません。同種の質問と合わせて、大阪市ホームページ上でお答えします。

質問の受付については、令和5年8月18日（金）までとします。

令和5年7月発行

大阪市こども青少年局幼保施策部

幼保企画課（環境整備グループ）作成

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

TEL 06-6208-8041・8109

FAX 06-6202-9050